

平成25年度圏域会議開催等の状況

1 圏域会議主催者（重症心身障がい児者地域生活支援センター）

- 豊能圏域：社会福祉法人 愛和会ローズコミュニティー・緑地
 三島圏域：社会福祉法人 愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院
 北河内圏域：社会福祉法人 枚方療育園枚方総合発達医療センター
 中河内圏域：社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団東大阪市療育センター
 南河内圏域：社会福祉法人 四天王寺福祉事業団四天王寺和らぎ苑
 泉州圏域：社会福祉法人 弥栄福祉会くまとり弥栄園

2 圏域会議構成機関

圏域	市町村(障がい福祉主管課)	保健所	子ども家庭センター	その他
豊能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町	池田保健所、豊中市保健所、吹田保健所	池田子ども家庭センター	
三島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町	高槻市保健所、高槻市子ども未来部子ども保健課(保健センター)、茨木保健所	吹田子ども家庭センター	
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市	枚方保健所、寝屋川保健所、守口保健所、四條畷保健所	中央子ども家庭センター	
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市	東大阪市保健所、八尾保健所	東大阪子ども家庭センター	
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村	藤井寺保健所、富田林保健所	富田林子ども家庭センター	基幹相談支援センター 相談事業所
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	和泉保健所、岸和田保健所、泉佐野保健所	岸和田子ども家庭センター	基幹相談支援センター

※保健所（母子チームに加え）難病チームが平成25年度第1回会議から参加

※子ども家庭センターは平成25年度第3回会議から参加

3 開催実績・参加者数

圏域	第1回		第2回		第3回	
豊能	6月12日	25名	9月4日	19名	10月16日	23名
三島	6月10日	21名	8月23日	18名	10月10日	21名
北河内	6月11日	27名	8月21日	25名	10月11日	22名
中河内	5月31日	15名	9月6日	13名	10月22日	13名
南河内	6月18日	23名	8月28日	18名	10月23日	25名
泉州	6月14日	23名	8月9日	16名	10月18日	16名

4 主な議題

	議 題
第1回	・平成24年度重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業の報告 ・平成25年度重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業予定 ・平成25年度身体介護技術研修の実施について
第2回	・平成25年度身体介護技術研修の実施状況について ・医療と福祉の連携に係る課題等についての意見交換
第3回	・平成25年度身体介護技術研修の実施状況について ・医療と福祉の連携に係る課題等についての意見交換 ・圏域における社会資源情報の共有について

5 障がい福祉分野と医療分野との連携等についての意見等

- (1) 地域における重症心身障がい児者の情報について、市町村は、手帳発行に伴い重心児者数を把握することはできる。また、医的ケアの有無や内容などについては、具体的なサービスの利用申請や問合があれば把握できる。
- (2) 保健所は、NICUから退院する乳幼児については連携シートを活用するなど支援を行っている。また、障がい児者の状況は、小児慢性特定疾患や難病の医療費助成などの申請を受け付けている場合は把握できる。
- (3) 医療的ケアの必要な重心児者に関して、市町村は事業所のほか保健所や医療機関との連携については、主に個別事案に関わって行っている。また、個別事案に直接関連しない医師会等とは、医師の紹介など必要に応じて連携している。

6 圏域会議で出された主な意見

- (1) 医療的ケアを必要とする重心児者の求めるサービスに対応できる社会資源は不十分であり、市町村レベルでは、対応できない場合があるため、圏域レベルでの社会資源の情報共有が必要。
ただし、情報の取扱い等については、関係機関等と十分に調整を行うなど慎重にするべき。
- (2) 市町村及び保健所は、重心児者に対応する上で、お互いの重心児者に関わる事業等の内容を正確に把握していないなどから、今後、さらなる情報共有等が必要。
- (3) 特に児童の場合は、サービスの根拠法が児童福祉法と総合支援法によるものがあり、市町村においては障がい福祉主管課と子育て主管課それぞれで対応するケースが多く、当事者が庁舎内を行き来することになる。当事者や当事者家族に寄り添い、包括的にサービスをコーディネートする役割を担う人が必要。

【例】児童福祉法によるサービス：児童発達支援、放課後等デイサービスなど
障害者総合支援法によるサービス：短期入所、補装具など

7 圏域における社会資源の把握

市町村及び保健所が、重心児者の特性やニーズに応じたサービスを適正に行うことができるように、それぞれ現時点で有する医療的ケアを要する重心児者に対応できる社会資源情報の共有に向け、調整する。

- ・対象：障がい福祉サービス別毎の事業所（相談支援、短期入所、生活介護事業所等）及び訪問看護事業所、診療所・医療機関 ※ボランティア団体等も含む